

(和訳)

RNRモデル

日本の犯罪者の社会内処遇制度における RNRモデルの有効性

カナダ公共安全省 James Bonta (ジェームズ ボンタ)

Public Safety Canada 340 Laurier Avenue West Ottawa, Ontario Canada K1A 0P8

(要約)

カナダ、米国及び西欧諸国では、再犯を減少させるために最も効果的な方法を見いだそうとする模索が続けられてきた。この取り組みは通常、刑罰と処遇の組み合わせにより行われてきたが、その中では長年にわたり、刑罰への依存や厳格な刑罰の適用("get tough" approach)が見られた。こうしたアプローチは、ほとんど成功せず、最近の刑事司法制度は、犯罪者の社会復帰支援によって再犯の減少を目指す方向にシフトしてきている。RNRモデル(リスク・ニード・応答性モデル, Risk-Need-Responsivity Model)は、犯罪者処遇プログラムの開発及び実施の方向性を示す最も重要なパラダイムとなっている。同モデルは世界各地で広く知られているが、日本ではそれほど浸透していない。本稿では、RNRモデル及びその社会内処遇制度における潜在的な有効性、並びに同モデルを日本の刑事司法制度に取り入れる際に考えられる課題について述べる。

キーワード: RNRモデル(Risk-Need-Responsivity (RNR) Model), criminogenic needs(犯罪誘発要因), 犯罪者処遇, STICSプログラム(Strategic Training Initiative in Community Supervision)

『更生保護学研究』創刊号への寄稿を筆者に勧めてくださった染田恵氏に、お礼を申し上げます。同氏には、日本における社会内処遇制度についてのご教示もいただいた。本稿で表明されている見解は、必ずしもカナダ公共安全省の見解を反映するものではない。内容に関する連絡先は、James Bonta (Jim.Bonta@ps.gc.ca) である。

日本の犯罪者の社会内処遇制度におけるRNRモデルの有効性

日本更生保護学会の学会誌『更生保護学研究』創刊号への寄稿は、筆者にとって大きな名誉であり喜びである。本誌の創刊は、犯罪者の社会復帰支援プログラムに関する科学的

知見及びその実践的活用の分野において、新しい刺激に満ちた取り組みを発信するものである。お祝いを申し上げるとともに、学会と本誌のご発展を心よりお祈りする次第である。

本論に入る前に、筆者は決して日本の刑事司法制度の専門家ではないということをお断りしておきたい。カナダと日本の法律及び文化には重要な相違があると筆者は確信しているが、両者の間には類似性もあるということを指摘しておきたい。日本の犯罪者の社会復帰支援におけるRNRモデルの有効性について説明が可能であると筆者が考えるのは、この類似性のためである。この類似性は、人としての行動の根本的な部分に見いだすことができる。すなわち、犯罪者が行動を身に付ける際には、カナダでも日本でも、世界のどの国でも、一般的な学習の原則に従って学習をする。人が犯罪者になる過程は、世界中どこでもほぼ同様である。人種や文化に関連した多少の例外はあるかもしれないが、概して類似点の方が相違点よりも重要である。

米国では長年にわたり刑務所収容人口が一貫して増加していたが、2010年には10万人あたりの拘禁率が初めて減少に転じた(Guerino, Harrison, & Sabol, 2011)。それでも米国の拘禁率は引き続き世界で最も高く、2010年の推計値で人口10万人あたり730人となっている(International Centre for Prison Studies, 2012)。これに対し、日本の拘禁率は人口10万人あたり55人、カナダでは人口10万人あたり117人と推計されている。カナダの刑務所人口が約3万9000人、日本は約6万6000人であるのに対し、米国では160万人と桁違いに多い(Guerino et al, 2011)。犯罪者の社会内処遇を見ると、カナダでは裁判所の非拘禁処分の選択肢が日本よりも幅広い。カナダでは、約11万5000人の成人が社会内処遇に付されている(Public Safety Canada, 2011)。日本

の総人口はカナダの約4倍(日本1億2700万人、カナダ3400万人)であるが、日本で社会内処遇に付されている成人の人数は約1万8000人となっている(染田(2012); 法務省(2011a, 2011b))。

拘禁処分としての刑務所収容は、再犯防止を目的として犯罪者に科される多様な矯正処分の一つである。しかし刑務所収容及びその他の刑事処分(集中指導監督プロベーション(intensive probation)、ブート・キャンプ(boot camps)など)では、再犯減少の目的が達成されていない。本稿は、犯罪者処遇方法の有効性に関する既存の綿密な文献レビューと同様のものをまとめることを意図したものではない(Andrews & Bonta, 2010a, b; Auerhahn, 2003; Doob & Webster, 2003; Smith, Goggin, & Gendreau, 1999; von Hirsch, Bottoms, Burney, & Wikström, 1999)。本稿では、犯罪者の社会復帰支援に関する知見と、RNRモデルがこの分野をどのように方向付けてきたかについて、その概要を述べることにしたい。

犯罪者の社会復帰支援におけるRNRモデル

犯罪者処遇によって再犯を減少させることができるということを示す実証的根拠(evidence)は、早くも1954年には、犯罪者の社会復帰に関する文献レビューで明らかにされている(Kirby, 1954)。Martinsonは231本の犯罪者処遇プログラムの文献レビューを行い(1974)「犯罪者の社会復帰支援において、再犯を減少させる確実な方法が見つかったと期待する理由はほとんどない」(p. 49)という悲観的な結論を導いた。しかしこのレビュー

も、精査すると上記の結論には疑問が生じる。Martinsonがレビューした231本の研究のうち、再犯の定義にもよるが、その中の40%～60%の研究においては、Martinsonの結論に反して再犯の減少が見られるからである。このMartinsonの文献レビュー（1974）以降も、犯罪者処遇プログラムの有効性を示す実証的根拠は集積されていった（Adams, 1975 ; Gendreau & Ross, 1987 ; Palmer, 1975）が、有効な犯罪者処遇を左右する詳細についての研究は不十分であった。

1990年に2本の論文が発表され、これにより、犯罪者処遇の有効性に関連付けられる一連の要因の枠組みと、処遇の有効性を裏付ける実証的根拠が示された。このうち、Andrews, Bonta及びHogeによる第1の論文（1990）は、次の3つの原則に従って犯罪者処遇を理解する枠組みを提案した。

①リスク原則(Risk principle)

——処遇密度を犯罪者の再犯リスクに合わせる。

②ニード原則(Need principle)

——犯罪誘発要因 (criminogenic needs) について評価を行い、当該要因に的を絞って働きかけを行う。

③応答性原則(Responsivity principle)

——犯罪者が社会復帰支援のための処遇を受ける際の学習効果を最大化する。それは認知行動療法 (cognitive behavioral treatment) の実施、及び犯罪者の学習スタイル・動機付け・能力・長所 (strengths) に応じた処遇の実施によって具体化される。

Andrewsら (1990) はまた、専門的見地からの

裁量の原則 (Professional discretion principle, 公平かつ公正な制度の一環として裁量を実施すること) についても説明しているが、これは本稿では詳しく取り上げない。上記の3つの原則に比べ、この原則による再犯減少効果は小さいということが、実証的に明らかとなっているからである。

リスク原則 リスク原則は、誰が処遇を受けべきかを特定するものである。具体的に言えば、処遇による便益が最も大きいのは再犯危険性の高い犯罪者であるが、これは十分な密度の処遇が行われた場合に限られる。どの程度の処遇が必要かという点については、ほとんど研究がなされておらず、これまでに行われた最善の推計によれば、少年の場合は約100時間 (Lipsey, 1999)、成人の場合は約300時間 (Bourgon & Armstrong, 2005) の処遇が必要と考えられている。さらに、実証的根拠によれば、再犯危険性の低い犯罪者を対象とした処遇は最低限にとどめるべきであると考えられる。なぜなら、再犯危険性の低い犯罪者に対し、再犯危険性の高い者に向けて作られた高密度の処遇を行ったところ、再犯が増加したとの報告があるからである (Andrews & Dowden, 2006 ; Bonta, Wallace-Capretta, & Rooney, 2000など)。

犯罪者の処遇に熱心に取り組むあまり、現場の処遇者が忘れがちなのは、リスク原則に従うためには、有効性が適切に確認された再犯危険性評価基準 (offender risk assessment instrument) の使用が不可欠だという点である。この評価基準を用いなければ、再犯危険性の低い犯罪者ではなく、真に再犯危険性の高い犯罪者に対して処遇が実施されている

のか分かるはずがないのである。この点は非常に重要である。というのも、あまりに多くの矯正管区において、評価の結果、適切に選択された犯罪者が必要な処遇を受けているのかどうか、確実に把握しないまま処遇が行われているからである。さらに言えば、誰が処遇を受けるべきかという決定を現場の処遇実務家の専門的判断に委ねることは不可能である。こうした決定には、保険数理統計を応用した再犯危険性評価基準 (actuarial risk instruments) が欠かせない。犯罪者の将来の行動に関する予測の正確性に関して、専門家による判断は、保険数理統計を応用した判断基準に劣るということを示す実証研究は多い (Andrews, Bonta, & Wormith, 2006 ; Bonta, Law, & Hanson, 1998 ; Hanson & Morton-Bourgon, 2009)。

保険数理統計を応用した再犯危険性評価基準は、主に静的再犯危険因子 (static risk factors, 有罪宣告歴・麻薬使用歴など) から構成される場合と、静的再犯危険因子と動的

再犯危険因子 (dynamic risk factors) の双方から構成される場合がある (Bonta & Wormith, 2007)。動的再犯危険因子は静的再犯危険因子と異なり、状況に応じて、その再犯危険性は、増加と減少のいずれの方向にも変化する (麻薬使用の開始・停止など)。静的再犯危険因子を用いた評価基準は、将来の犯罪者の行動を予測する際に高い正確性を示すが、動的再犯危険因子を用いた評価によって限定されると、静的再犯危険因子を用いた評価のみでは、次述のニード原則に従うことが非常に難しくなる。

ニード原則 第2の原則であるニード原則は、何を目標に処遇を行うべきかを明らかにするものである。処遇における目標は、個々の犯罪者の持つ動的再犯危険因子に応じて設定される。例えば、薬物乱用の減少、自尊心の向上、或いはその双方が目標となる。犯罪者は多くの再犯危険要因を持っているが、それらは一般に2種類に分けられる。1) 犯罪誘発要因 (criminogenic needs) と2) 非犯罪誘発要因

表1 犯罪誘発要因と非犯罪誘発要因

犯罪誘発要因 (criminogenic needs)	非犯罪誘発要因 (non-criminogenic needs)
犯罪促進的態度 (procriminal attitude)	自尊心の低さ
反社会的人格パターン (antisocial personality ; 自己管理の不足, 敵意, 他者の軽視, 冷淡)	漠然とした精神的不快感 (不安, 抑うつ感, 疎外感)
犯罪促進的な者との交流 (procriminal associates)	重い精神疾患 (統合失調症, うつ病)
仕事・学校の状況 (失業, 学業不振)	目的意識の不足
家族・婚姻の状況 (不安定, 葛藤あり)	被害経験
薬物乱用	公的処罰に対する恐れ
余暇・娯楽の状況	身体活動の不足

(non-criminogenic needs)である。犯罪誘発要因は犯罪行動に密接に関連するが、非犯罪誘発要因は、ほとんど又はまったく犯罪行動との関連性がない。表1は、社会復帰支援プログラムにおいて最も頻繁に対象とされる犯罪誘発要因と非犯罪誘発要因である。ここで注意を要する重要な点は、犯罪誘発要因は動的再犯危険因子(dynamic risk factors)であること、さらに、優れた再犯危険性評価基準においては、こうした動的再犯危険因子とより伝統的な静的再犯危険因子の双方が含まれるべきことである。

表1左列の犯罪誘発要因を見ると、Andrews及びBonta(2010a)が「中心的な8つの静的・動的再犯危険因子(the Central Eight risk / need factors of criminal behavior)」と名付けた因子とおおむね重なっていることが分かる(中心的な8つの再犯危険因子は、左列の要因に、静的再犯危険因子の一つである有罪宣告歴を加えたものとなっている)。この中心的な8つの静的・動的再犯危険因子については、幅広い犯罪者群に適用可能であるという実証的根拠が集積されつつある。中心的な8つの危険因子の有効性が確認されているのは、男性犯罪者(Andrews et al., 2006)、女性犯罪者(Andrews, Guzzo, Raynor, Rowe, Rettinger, Brews, & Wormith, 2012)、先住民の犯罪者(Gutierrez, Wilson, Rugge, & Bonta, 近刊)、少数民族の犯罪者(Andrews, Dowden, & Rettinger, 2001)、精神疾患のある犯罪者(Bonta, Blais, & Wilson, 近刊)に対してである。この中心的な8つの再犯危険因子が日本の犯罪者処遇制度においても適用可能かどうか、まだ分からないが、これまでの実

証的根拠によればその可能性は十分あると考えられる。

リスク原則においてもニード原則においても、保険数理統計を応用した静的・動的再犯危険因子評価基準を、それらの有効性が確認された上で使用することが必要である。また評価は、中心的な8つの静的・動的再犯危険因子について行うことが不可欠である。犯罪者を再犯危険性の程度によりレベル分けし、再犯減少のための処遇プログラムに振り分ける目的で評価を行う際には、前記の自尊心、不安、気分障害などの非犯罪誘発要因に関する評価は最優先事項ではないという点に注意が必要である。犯罪者が示す、多様な感情的・心理的不快感に対処するための処遇は必要とされるかもしれないし、また、処遇によって、そのような不快感の軽減に成功するかもしれない。しかし、このような非犯罪誘発要因に対する処遇によって、特定の個人の将来の犯罪行動に変化がもたらされることはない。犯罪誘発要因に対する処遇を行わなければ、将来の犯罪行動に変化は起こらないのである。

静的・動的再犯危険因子評価基準のうち、現在世界で最も広く使用されているのは、LS評価一覧表(犯罪者に対する処遇密度の評価一覧表, Level of Service instruments)やそれに類する基準である。LS評価一覧表は一連の評価ツールであり、LSI-R評価一覧表(犯罪者に対する処遇密度の評価一覧表改訂版, Level of Service Inventory-Revised)(Andrews & Bonta, 1995)からLS / CMI評価一覧表(犯罪者に対する処遇密度の評価/ケース・マネジメント項目一覧表, Level of service / Case Management Inventory)(Andrews, Bonta, &

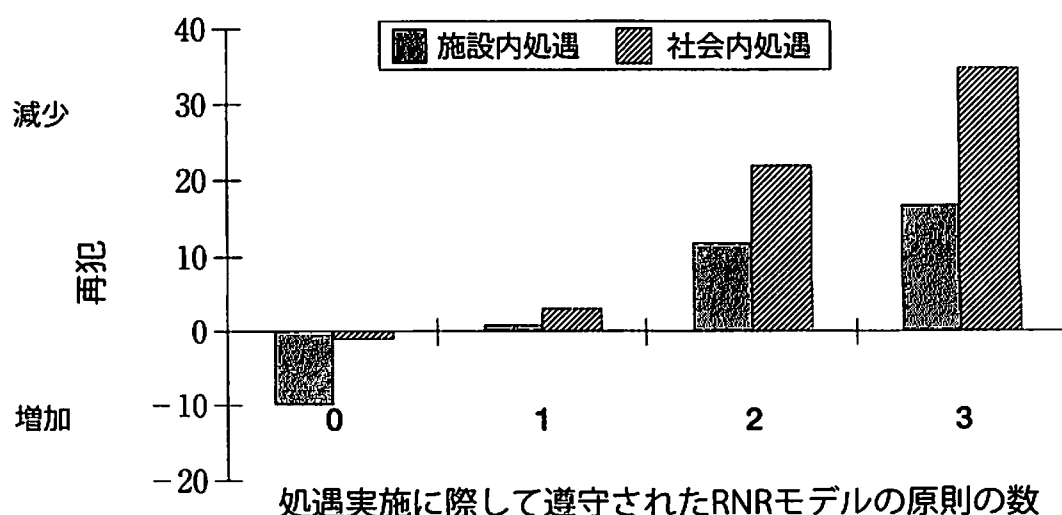
Wormith, 2004) まで、複数の評価ツールが含まれる。いずれのLS評価一覧表も、中心的な8つの静的・動的再犯危険因子について評価を行う。LS/CMIのような比較的新しいLS評価一覧表では、ケース・マネジメント・プランが提供されるとともに、処遇への応答性因子についても評価が行われる(これについては後述する)。LS評価一覧表については、幅広い犯罪者群(男性、女性、若年者、精神疾患のある者など)及びその行動(暴力、仮釈放の遵守事項違反、性犯罪など)に関する再犯予測における有効性が実証されている。このツールはまずカナダで開発及び有効性の確認が行われ、現在では米国、英国、オーストラリア、シンガポールなど、さまざまな国及び文化圏でも有効性が確認されている(LS評価一覧表に関する研究の概要については、Andrews, Bonta and Wormith, 2010を参照されたい)。

応答性原則 RNRモデルにおける第3の重要な原則は、応答性原則である。応答性原則は、犯罪者への処遇がどのように実施されるべき

かを決定するものであり、これには2つの構成要素がある。第1の構成要素は一般応答性(general responsivity)で、その実現には認知行動療法を用いる必要がある。第2の構成要素は特別応答性(specific responsivity)で、これは認知行動療法に対する個々の犯罪者の応答性が高まるよう、犯罪者の長所(strengths)、学習能力、動機付け、人格その他の個人的な要素に対応した処遇の個別化(individualizing the treatment)を行うというものである。

RNRモデルの各原則が初めて説明されたのと同じ年(1990年)に、Andrewsらはもう一本の論文を発表し、RNRモデルの3つの原則について初の実証的根拠を提示した(Andrews, Zinger, Hoge, Bonta, Gendreau, & Cullen, 1990)。犯罪者を実験群(処遇群)と統制群(比較群)に分けた124本の実証研究のメタ分析レビュー(meta-analytic review)によると、2つの重要な結果が明らかになった。第1は、犯罪者の動的再犯危険因子である反社会的人格パターン等に焦点を当てた何らかの処遇が行われた場合には、15ポイントの

図1 RNRモデルの3原則遵守の効果(処遇実施環境別)



(Adapted from Andrews & Bonta, 2010a)

再犯減少効果が得られたという点である（処遇を行わなかった場合の再犯率を50%と仮定した場合、動的再犯危険因子に対して何らかの処遇が行われた場合の再犯率は35%であった）。第2は、再犯減少効果の大きさは、リスク原則、ニード原則、応答性原則というRNRモデルの3原則に、処遇実施者がどの程度忠実に従ったかによって結果が異なった。すなわち、3つの原則すべてに従った場合、最大の再犯減少効果が得られた。

1990年に発表された2本の論文以降、Andrews及びBontaは、効果的な処遇に関連する他の重要な因子を加えることによって3つの原則を拡大しており（2010a）、RNRモデルの裏付けとなる実証的根拠はさらに強化されている。Andrews及びBontaによる最新のレビューは、処遇に関する250本以上の研究を対象としたもので、これによると、動的再犯危険因子に対して処遇を行った場合の再犯減少効果は平均で12ポイントと考えられている。ただし、この効果はRNRモデルの3原則への忠実度（integrity）が高くなるほど増加する（図1参照）。

図1を見ると、処遇を行う際にRNRモデルの3つの原則のいずれにも従わなかった場合（すなわち、再犯危険性の低い犯罪者の非犯罪誘発要因を処遇の対象とし、認知行動療法以外の手法を用いた場合）には、逆に犯罪を誘発する結果となっている（社会内処遇で再犯率が約1ポイント上昇、施設内処遇では10ポイント上昇）。しかし、処遇において3つの原則のいずれか1つに従うだけでも、再犯の減少効果が見られ始める。社会復帰支援プログラムにRNRモデルの3原則がすべて明確に

取り入れられた場合には、処遇を受けた犯罪者と処遇を受けていない犯罪者の間における再犯の差は、施設内・刑務所内では17%、社会内の環境においては35%であった。

上記の内容をまとめると、犯罪者が動的再犯危険因子に対して処遇を受ける場合と受けない場合では、犯罪減少効果に平均で12ポイントの差が生じると考えられ、この差はRNRモデルの原則に忠実に従った場合、及び処遇が社会内において行われた場合に、一層拡大することになる。次に考えたいのは、実験ではなく、実社会の環境の下では、RNRモデルの適用によってどのような成果が得られるのかである。

実社会における処遇

Andrews及びBontaによる前述の文献レビュー（2010a）が対象とした実証的研究には、実証的な研究プロジェクトと実社会におけるプロジェクトの両方が含まれている。実証的な研究プロジェクトは、多くの場合、規模が小さく（参加者100人未満）、評価者は処遇プログラムの計画・実施・監督に関わる関係者で、評価は厳密に管理され、処遇実施者はプログラム実施に強い熱意を抱いているだけでなく、適切なプログラム実施のために十分訓練されている。通常の、つまり実社会におけるプログラムは、より規模が大きく、処遇実施者はプログラムの計画・実施・評価には関わっていない。そして、これらの諸要因はすべて、処遇の有効性に影響を及ぼすことが分かっている。

実証的な研究プロジェクトの下での処遇と実社会におけるプロジェクトの下での処

遇の違いの大部分は、プログラムへの忠実性 (integrity) の問題によって生じている可能性がある。他方、実社会におけるプロジェクトの有効性が、実証的な研究プロジェクトに比べて低くなっているという事実には変わりはない。しかし、これは、実社会における処遇プログラムに効果がないという意味ではない。Lipseyは少年の社会復帰支援のために行われた196本の実践的プログラムについて研究を行い (1999)、実社会における実務的な社会復帰支援プログラムが有効である可能性は明らかであるとの結論に達した (p. 641)。Andrews及びBonta (2010a) は成人犯罪者及び少年犯罪者の処遇に関する研究のデータベースを利用して、上記2つのタイプのプログラムを分析した。表2は、この分析によって得られた結果を示したものである (効果量 (effect size) とは、数多くの研究から得られた結果を定量化するために用いられる、統計的な尺度の一つである。ここでは、数値が大きいほど再犯の減少効果が大きいことを示し

ている。))。

RNRモデルの3原則の遵守は、実社会における処遇プログラムの有効性を高めることによる程度に関連しているのだろうか。表2を見ると、どちらのタイプのプログラムにおいても、3原則の遵守が再犯減少効果の増大に関連していることが分かる。3つの原則すべてに従った場合、実社会における処遇プログラムの効果量は0.15であり、同じく3つの原則すべてに従った場合の実証的な研究プログラムによる効果量 (0.34) に比べると小さい。このように効果が小さくなる理由は何であろうか。プログラムへの忠実性や実施時の課題などは、確かに重要な理由である。表2のデータをさらに詳しく分析すると、実社会における処遇プロジェクトに比べ、実証的な研究プログラムの方がRNRモデルの原則に従う傾向があることも分かった。つまり実証的な研究プロジェクトの方が、科学的原則に忠実なのである。

一つの可能性を説明する例として、カナダ

表2 実証プログラム及び通常のプログラムにおいてRNRモデル実施時に
遵守された原則の数を基準とした平均効果量の比較 (k = プログラムの数)

プログラムのタイプ	処遇実施に際して遵守されたRNRモデルの原則の数			
	0 (どの原則にも 従わなかった)	1	2	3 (全原則に 従った)
実証的な研究 プログラム (k=47)	0.01 (1)	0.07 (7)	0.31 (16)	0.34 (23)
実社会における プログラム (k=209)	-0.02 (93)	0.04 (71)	0.09 (34)	0.15 (11)

公共安全省における筆者らの経験を紹介したい。カナダで実施されたSTICSプログラム(犯罪者の社会内処遇充実のための特別研修プログラム, Strategic Training Initiative in Community Supervision)では、3つの州(ブリティッシュ・コロンビア州、サスカチュワン州、プリンス・エドワード島州)において、80人の保護観察官をランダムな選択により特別研修プログラム又は通常の社会内処遇のいずれかに割り当てた。特別研修プログラムは、保護観察官によるRNRモデルの原則の遵守度向上を図るものであり、これに参加した保護観察官は、例えば、中程度から高程度の再犯危険性を示す犯罪者を担当し、クライアント(犯罪者)の抱える犯罪誘発要因に対し認知行動療法による働きかけを行う訓練を受けた。

その後、特別研修プログラムを受けた保護観察官のグループ(実験群)と受けていない保護観察官のグループ(統制群)に、自分がクライアントに対して行った指導監督の様子をサンプルとして録音するよう依頼した。録音データの内容(保護観察官がクライアントの抱える犯罪誘発要因について話をしているか)及び認知行動療法の使用状況について調査を行ったところ、以下のことが分かった。まず、研修を受けた保護観察官(実験群)は統制群に比べ、クライアントの抱える犯罪誘発要因について話をし、認知行動療法による手法を用いる傾向がはるかに強かった(Bonta, Bourgon, Rugge, Scott, Yessine, Gutierrez, & Li, 2011)。さらに、実験群の保護観察官が担当したクライアントの再犯率は25%であったのに対し、統制群の保護観察官が担当したクライアントの再犯率は39.5%であった。この

プロジェクトは実社会におけるプログラムの性格(クライアントのサンプル数が100人以上であることなど)と実証的な研究プログラムの性格(評価者がプログラムの計画・実施・評価に関わっていることなど)を併せ持つものであったが、これにより得られた再犯率の差は14.5ポイントであり、実証プロジェクトよりも実社会における実験に近い結果となった。

STICSプログラムの評価(Bonta et al, 2011)が非常に有望なものであったため、ブリティッシュ・コロンビア州矯正局は、後に、この実験結果を踏まえ、STICSプログラムを州全体で実施することを決定した。この決定にあたっては、保護観察に付された犯罪者の再犯が減少したこと、STICSによる特別研修を受けた結果「保護観察業務全体に対する意欲が改善された」、「問題を抱えたクライアントも担当できるという自信が深まった」という保護観察官の報告など、多くの要因が根拠となった。そしてこれらの重要な要因とともに、潜在的な刑事司法制度運営のコスト削減効果も、州全体へのSTICS導入の鍵となった。

2010年4月1日から2011年3月31日までの会計年度における平均では、ブリティッシュ・コロンビア州において、中程度から高程度の再犯危険性を示した既決者(プロベーション命令を受けた者、善行保持命令(recognizance peace bonds)を受けた者、条件付拘禁刑(conditional sentence orders)に処せられた者を含む)で、処遇を受けていた人数は1万250人、処遇コストは、1人あたり、1日10ドル61セント(カナダドルを意味する。以下同じ。)であった。再犯率が14.5ポイント減少すれば、保護観察下にある犯罪者の数は1,486人減少

し、年間575万4,757ドル90セントのコストを節約することができる。この金額は中程度から高程度の再犯危険性を示す犯罪者が社会内刑罰 (community sentences) を受けるためのコストに関する削減効果のみを示すものであり、未決勾留者及び刑務所での再拘禁者数の減少、警察による捜査、起訴や裁判に係るコストの削減による効果は含まれていない。上記のすべての要素を考慮した結果、2012年度の予算においては、一部の保護観察官がSTICSプログラムでコーチの役割を務められるよう保護観察官を36人増員し、また最終的に5人をSTICSのトレーナーとするため、3年間に950万ドルを投じることが発表された (British Columbia Newsroom, 2012)。

終わりに——RNRモデルと日本の犯罪者の社会内処遇制度について

本稿では犯罪者処遇に関する研究と実務を概観してきたが、これにより、犯罪者処遇はRNRの原則に従って忠実に実施されれば大きな効果につながるということが示された。社会内処遇の実証的な研究プロジェクトでは、RNRモデルのすべての原則に従った場合、平均35ポイントの再犯減少効果が得られる。他方、実社会の環境においては、社会内処遇による再犯減少効果は平均15ポイントに低下する。こうした結果は、社会内処遇にとって非常に有望なものであり、欧米の大部分においては、RNRモデルが犯罪者処遇における社会復帰支援の主要モデルとなっている (Cullen, 2012 ; Ogloff & Davis, 2004 ; Ward, Melser, & Yates, 2007)。しかし同モデルを支持するさまざまなメタ分析には、日本から発

信されたものが一つもない。RNRモデルは、日本における社会内処遇の価値を向上させることができるだろうか。日本において今後研究が行われるかどうか定かではないが、RNRモデルは日本においても有効であろうと筆者は考える。その理由及び日本の社会内処遇制度がRNRモデルから何を学ぶことができるかについて、ここで概略を説明したい。

RNRモデルが日本でも有用であると筆者が考える第一の理由は、理論的なものである。同モデルは、Andrews及びBonta(2010a)が犯罪行動に関して提唱した一般人格及び認知社会的学習理論 (GPCSL理論, General Personality and Cognitive Social Learning) の考え方から生まれた。この社会的学習理論では、犯罪行動は社会環境において学習されるものであると考える。GPCSL理論では、犯罪歴、犯罪促進的態度 (procriminal attitudes)、犯罪促進的な者との交流 (procriminal associates)、反社会的な人格パターン (antisocial personality pattern、衝動的であること、スリルを求めること、自己中心性 (egocentrism) など) を特に重視する。この4つは、最も重要な4つの静的・動的再犯危険因子 (Big Four) と呼ばれる。また、上記の4つ程ではないが中程度に重要な4つの動的再犯危険因子 (Moderate Four) として、家族・婚姻の状況、薬物乱用、余暇・娯楽の状況、学校・仕事の状況がある。最も重要な4つの静的・動的再犯危険因子と、中程度に重要な4つの動的再犯危険因子を合わせたものが、前述した中心的な8つの静的・動的再犯危険因子 (the Central Eight risk/need factors) である (訳注: 静的再犯危険因子は、再犯予測力があるが、

内容は個人の過去の歴史であり、それ自体は処遇によって改善することはできない。他方、動的再犯危険因子は、再犯予測因子であると同時に、個別的な処遇の目標であって、認知行動療法など有効性が確認された処遇を行うことにより改善することができる。)。GPCSL理論は犯罪行動を対象とした理論であるが、8つの静的・動的再犯危険因子は、人の行動に関する一般的な心理学に立脚しているため、人種、文化、性別、経済力、年齢などによって大きく左右されることはないはずである。

GPCSL理論について(さらにRNRモデルについても)分かりやすく説明するには、簡単な例を用いるのがよいかもしれない。この例では、最も重要な4つの静的・動的再犯危険因子のみを取り上げる。例えば以下のようなことは、おそらく読者には自明のことであろう。ある人物が数多くの犯罪歴を持ち、犯罪行為は正当化できると考え、犯罪者を友人とし、勝負師的で他者の感情を尊重する気持がないとしたら、この人物が犯罪を行う可能性は非常に高い。同じように、最も重要な4つの静的・動的再犯危険因子を用いて人の日常的な行動を説明してみたらどうだろうか。新しい顧客がトヨタの新車を購入するかどうか、セールスマンが予測しようとする場合を考えてみたい。このセールスマンは、潜在的な顧客に次の4つの質問をするだけでよい。1) トヨタの車を所有していたことがあるか(所有歴)、2) トヨタはよい車を生産していると思うか(態度)、3) 家族や親しい友人でトヨタの車を買った人はいるか(交友関係)、4) トヨタの車を運転すると幸せな気持ちになり、車を所有していることを誇りに感じると思うか

(人格パターン)、の4つである。顧客の答えがすべて「はい」で、価格が適正であるならば、車が売れる可能性は高い。このトヨタの例で言いたいのは、最も重要な4つの静的・動的再犯危険因子はおそらく、他の各国においても有効であるのと同じように、日本の文化においても有効であろうということである。このように考えれば、日本の犯罪者の再犯危険性を予測する際にも、上記の4つの再犯危険因子を適用できる可能性はかなり高いと考えられる。

第2の理由として、前記の再犯危険因子に関する研究結果を示したい。中心的な8つの静的・動的再犯危険因子は、既に述べたように、男性、女性、カナダ・米国・オーストラリア・ニュージーランド在住の先住民、カナダ・米国の少数民族、精神疾患を持つ者など、多様な犯罪者に適用されている。犯罪者の行動を予測するにあたり、LS評価一覧表が各国で有効性を示してきたことにより、中心的な8つの再犯危険因子及びRNRモデルが普遍的に通用する可能性はさらに高まっている。では、LS評価一覧表は日本においても、犯罪者の行動予測に同様の有効性を発揮するだろうか。この疑問に明確に答えるためには研究が必要であるが、調査研究が行われれば、結果としてLS評価一覧表及びRNRモデルの日本における有効性が確認されるのではないかと筆者は考えている。

第3の理由は、処遇に関する文献に基づく実証的根拠である。RNRモデルの原則に従った処遇は、実社会における環境においても、一貫して再犯減少効果を示している。同様の結果は、多様な犯罪者とさまざまな国におい

でも実証されている。多数の犯罪者を対象に行われてきた数百本を超える研究から得られた知見を否定するほど、日本の犯罪者処遇の環境が他の国と異なるなどということがあるだろうか。再犯危険性の高い犯罪者に焦点を当てて処遇を行うこと、薬物乱用に的を絞った働きかけを行うこと、犯罪者の代わりに向社会的な者と交流させること、犯罪者が満足できるような雇用を手当てすることなどは、再犯を予防する上で意味をなさないだろうか。また、認知行動療法についてはどうだろうか。この点は、日本の社会内処遇においてRNRモデルに関する実験を行う際に、より大きな課題となるかもしれない。認知行動療法は、日本では比較的最近になって導入されたものであり、日本では精神力動的療法・ユ

ング派心理療法や森田療法のような日本独自の療法がより広く用いられているからである(Iwakabe, 2008; Sato, 1998)。日本における犯罪者処遇において認知行動療法がより広く受け入れられ、用いられるようになるかどうか、現時点では不明である。

最後にもう一度、『更生保護学研究』創刊号に寄稿する機会を与えて下さった日本更生保護学会に感謝したい。本稿が、読者にとって、少なくともRNRモデルに興味を持ち、同モデルについて考えるきっかけとなれば幸いである。これから日本の社会内処遇制度は、新しい刺激に満ちた時代を迎えると思われる。今後の動向を楽しみにしている。

(監訳：染田 恵)

参考文献

- Adams, S. (1975). Evaluation: A way out of the rhetoric. Paper presented at the Evaluation Research Conference, Seattle, WA.
- Andrews, D. A., & Bonta, J. (1995). *The Level of Service Inventory - Revised*. Toronto, Ontario: Multi-Health Systems.
- Andrews, D. A., & Bonta, J. (2010a). *The psychology of criminal conduct* (5th ed.). Newark, NJ: LexisNexis/Matthew Bender.
- Andrews, D. A., & Bonta, J. (2010b). Rehabilitating criminal justice policy and practice. *Psychology, Public Policy and Law*, 16, 39-55.
- Andrews, D. A., Bonta, J., & Hoge, R. D. (1990). Classification for effective rehabilitation: Rediscovering psychology. *Criminal Justice and Behavior*, 17, 19-52.
- Andrews, D. A., Bonta, J., & Wormith, S. J. (2004). *The Level of Service/Case Management Inventory (LS/CMI)*. Toronto, Ontario: Multi-Health Systems.
- Andrews, D. A., Bonta, J., & Wormith, S. J. (2006). The recent past and near future of risk/need assessment. *Crime and Delinquency*, 52, 7-27.
- Andrews, D. A., Bonta, J., & Wormith, S. J. (2010). The Level of Service (LS) assessment of adults and older adolescents. In R. K. Otto & K. Douglas (Eds.), *Handbook of violence risk assessment* (pp. 199-225). New York, NY: Routledge.
- Andrews, D. A., & Dowden, C. (2006). Risk principle of case classification in correctional treatment. *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, 50, 88-100.

- Andrews, D. A., Dowden, C., & Rettinger, J. L. (2001). Special populations within corrections. In J. A. Winterdyk (Ed.), *Corrections in Canada: Social reactions to crime* (pp. 170-212). Toronto, Ontario: Prentice-Hall.
- Andrews, D. A., Guzzo, L., Raynor, P., Rowe, R. C., Rettinger, J. L., Brews, A., & Wormith, S. J. (2012). Are the major risk/need factors predictive of both female and male reoffending? A test with the eight domains of the Level of Service/Case Management Inventory. *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, 56, 113-133.
- Andrews, D. A., Zinger, I., Hoge, R. D., Bonta, J., Gendreau, P., & Cullen, F. T. (1990). Does correctional treatment work?: A clinically relevant and psychologically informed meta analysis. *Criminology*, 28, 369-404.
- Auerhahn, K. (2003). *Selective incapacitation and public policy: California's imprisonment crisis*. Albany, NY: SUNY Press.
- Bonta, J., Bourgon, G., Rugge, T., Scott, T.-L., Yessine, A. K., Gutierrez, L., & Li, J. (2011). An experimental demonstration of training probation officers in evidence-based community supervision. *Criminal Justice and Behavior*, 38, 1127-1148.
- Bonta, J., Blais, J., & Wilson, H. (in press). *A theoretically informed meta-analysis of the risk/need factors for mentally disordered offenders*. (User Report No. 2012-xx). Ottawa: Public Safety Canada.
- Bonta, J., Law, M., & Hanson, R. K. (1998). The prediction of criminal and violent recidivism among mentally disordered offenders: A meta-analysis. *Psychological Bulletin*, 123, 123-142.
- Bonta, J., Wallace-Capretta, S., & Rooney, J. (2000). A quasi-experimental evaluation of an intensive rehabilitation supervision program. *Criminal Justice and Behavior*, 27, 312-329.
- Bonta, J., & Wormith, S. J. (2007). Risk and need assessment. In G. McIvor & P. Raynor, (Eds.), *Developments in social work with offenders* (pp. 131-152). Philadelphia: Jessica Kingsley.
- Bourgon, G., & Armstrong, B. (2005). Transferring the principles of effective treatment into a "real world" prison setting. *Criminal Justice and Behavior*, 32, 3-25.
- British Columbia Newsroom (2012). Budget 2012 funds new probation officers, innovative approach. Ministry of Justice news release, March 6, 2012.
- Cullen, F. T. (2012). Taking rehabilitation seriously. *Punishment & Society*, 14, 94-114.
- Doob, A. N., & Webster, C. M. (2003). Sentence severity and crime: Accepting the null hypothesis. In M. Tonry (Ed.), *Crime and justice: A review of research*. Vol. 30, (pp. 143-195). Chicago, IL: University of Chicago Press.
- Gendreau, P., & Ross, R. R. (1987). Revivication of rehabilitation: Evidence from the 1980s. *Justice Quarterly*, 4, 349-408.
- Guerino, P., Harrison, P. M., & Sabol, W. J. (2011). *Prisoners in 2010*. Washington, DC: U.S. Department of Justice, Bureau of Justice Statistics.
- Gutierrez, L., Wilson, H., Rugge, T., & Bonta, J. (in press). The prediction of recidivism with Aboriginal offenders: A theoretically informed meta-analysis. *Canadian Journal of Criminology and Criminal Justice*.
- Hanson, R. K., & Morton-Bourgon, K. E. (2009). The accuracy of recidivism risk assessments for sexual offenders: A meta-analysis of 118 prediction studies. *Psychological Assessment*, 21, 1-21.
- International Centre for Prison Studies (2012). *ICPS world prison brief*. Retrieved August 2, 2012 from www.prisonstudies.org/info/worldbrief.
- Iwakabe, S. (2008). Psychotherapy integration in Japan. *Journal of Psychotherapy Integration*, 18, 103-125.
- Kirby, B. C. (1954). Measuring effects of treatment of criminals and delinquents. *Sociology and Social Research*, 38, 368-374.

- Lipsey, M. W. (1999). Can rehabilitative programs reduce the recidivism of juvenile offenders? An inquiry into the effectiveness of practical programs. *Virginia Journal of Social Policy and the Law*, 6, 611-641.
- Martinson, R. (1974). What Works?—Questions and Answers about Prison Reform. *The Public Interest*, 35, 22-54.
- Ministry of Justice Japan (2011a). *Annual Report of Statistics on Correction, 2010*. Tokyo: Judicial System Department, Minister's Secretariat, Ministry of Justice.
- Ministry of Justice Japan (2011b). *Annual Report of Statistics on Rehabilitation, 2010*. Tokyo: Judicial System Department, Minister's Secretariat, Ministry of Justice.
- Ogloff, J. R. P., & Davis, N. R. (2004). Advances in offender assessment and rehabilitation: Contributions of the Risk-Needs-Responsivity approach. *Psychology, Crime & Law*, 10, 229-242.
- Palmer, T. (1975). Martinson revisited. *Journal of Research in Crime and Delinquency*, 12, 133-152.
- Public Safety Canada (2011). *Corrections and conditional release statistical overview, 2011*. Ottawa, Ontario: Public Safety Canada.
- Sato, T. (1998). Agency and communion: The relationship between therapy and culture. *Cultural Diversity and Mental Health*, 4, 278-290.
- Smith, P., Goggin, C., & Gendreau, P. (2002). *The effects of prison sentences and intermediate sanctions on recidivism: General effects and individual differences*. (User Report 2002-01). Ottawa, Ontario: Public Safety Canada.
- Someda, K. (2012). *Community-based treatment of offenders in Japan (Version 9.11.a)*. Available from Someda Kei, email: someda33@yahoo.co.jp.
- von Hirsch, A., Bottoms, A. E., Burney, E., & Wikström, P.-O. (1999). *Criminal deterrence and sentence severity: An analysis of recent research*. Oxford, England: Hart Publishing.
- Ward, T., Melser, J., & Yates, P. M. (2007). Reconstructing the risk-need-responsivity model: A theoretical elaboration and evaluation. *Aggression and Violent Behavior*, 12, 208-228.